

MOX燃料の審査基準に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年五月二十五日

福島みずほ

参議院議長 山崎 正昭 殿

MOX燃料の審査基準に関する質問主意書

原子力規制委員会の二〇一五年二月十二日付「関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（三号及び四号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（案）」に対するご意見への考え方」の五十五頁の記述によれば、パブリックコメントとして出された意見「重大事故等について、ウラン炉心とプルサーマル炉心との違いについて検討し判断する根拠となるべき基準、MOX炉心を明記した判断基準は審査ガイドには見当たらない」等に対し、原子力規制委員会は「考え方」として次のように答えている。

「3号炉及び4号炉でMOX燃料を使用することは、申請書（添付書類十）の有効性評価における条件等に記載されています。3号炉及び4号炉でのMOX燃料の使用は、既に許可されたものであり、本審査は、MOX燃料の使用を前提としています」、「新規制基準では、ウラン燃料を使うかMOX燃料を使うかにかかわらず同じ基準を適用することとしており、重大事故等に関して、MOX燃料に特定した基準・審査ガイド等はありません」。

この「MOX燃料に特定した基準・審査ガイド等は必要ありません」との「考え方」に関連して以下の点を質問する。

一 MOX燃料特有の規制基準はないという理解でよい。もしあるならその法規、基準等を明示された。

二 「発電用軽水型原子炉施設に用いられる混合酸化物燃料について」（平成七年六月十九日原子力安全委員会了承。以下「いわゆる三分の一MOX報告書」という。）で示された内容は、現行の規制基準には入っていないという理解でよい。政府の見解を明らかにされたい。

三 前記二に関して、いわゆる三分の一MOX報告書が、例えば、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等で引用されていることはあるか。

もしあれば、その法規・基準等及び引用箇所を明示されたい。

右質問する。